

「原油タンク塗装工事」取引資格申請要領

JERA グループ

代表企業:株式会社 JERA

構成企業(当基地担当):秋田石油備蓄株式会社

秋田石油備蓄株式会社が発注する秋田国家石油備蓄基地における「タンク塗装工事」に係る取引を希望する方は、下記の要領により「取引資格申請書」を提出して下さい。

記

1. 取引資格の基準について

取引資格は、以下の審査基準に合致している者を認定するものとします。

(1) 審査基準

- ①「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に抵触しない又は抵触する可能性のない者。
- ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に抵触しない又は抵触する可能性のない者。
- ③経営状態が著しく不健全であると認められない者、かつ、人権問題や環境問題、情報セキュリティに関する不祥事により社会に悪影響を与えたと認められない者。
- ④提出した取引資格申請書等に虚偽の記載、重要な事実についての記載漏れのない者。
- ⑤建設業法に基づく「塗装工事業」の許可を持ち、監理技術者又は主任技術者の配置ができる者。
- ⑥「原油タンク塗装工事」の工事実績がある者。

2. 資格認定の有効期間

認定後から最長3年後の年度末(3月31日)まで

3. 資格認定の取消しについて

次の各号のうち、一つでも該当することが認められた場合は資格認定を取消します。

- (1)審査基準を偽り又は不正な手段により、取引資格の認定を受けたと認められる場合
- (2)有資格者から廃業等の届け出があったとき又は取引資格の辞退の申し出があった場合
- (3)契約の履行にあたり、著しく適正を欠く行為があった場合
- (4)正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
- (5)契約履行成績が不良であると認めた場合
- (6)審査基準に該当しなくなった場合

4. 取引資格申請書の提出について

(1) 提出書類(PDF 等のスキャンデータ)

添付「取引資格申請書」及び提出書類一覧表に記載している書類

※提出書類の取得又は作成にかかる費用はすべて申請者の負担となります。

(2) 提出方法

①提出書類(押印書類含む)を PDF 等にスキャンデータ化し、電子メールに添付のうえ送信ください。(提出書類本紙の郵送は必要ありません。)

②インターネット環境により大容量データが送信できない場合は、ご相談ください。

③インターネット環境がない場合で書類の郵送等で申請されたい場合は別途お問い合わせください。

(3) 申請の受付

随時受付します。

(4) 受付窓口(秋田石油備蓄株式会社 契約窓口)

送信先メールアドレス:akibi-keiyaku-ml@jera.co.jp

お問い合わせ:電話番号 070-7783-5089

5. 結果通知

(1) 受付後、資格審査を行い、取引資格が認められた場合「取引資格認定通知書」をメールにて送付し、通知いたします。

なお、「取引資格認定通知書」の発行日から有効となるため参加を希望する取引に間に合わない場合があります。

(添付書類)

1. 提出書類一覧表

以 上

(添付資料)

提出書類一覧表

書類名		使用様式他
(1)	取引資格申請書	「様式-1-1」 ※PDFデータ化し送付ください。公印は省略可とします。
(2)	印鑑証明書(代表者印) もしくは 履歴事項全部証明書	※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(3)	財務諸表 【法人の場合】 (直前3年間の事業年度分) ア. 貸借対照表 イ. 損益計算書 【個人の場合】 上記に類する書類(確定申告書等)	※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(4)	未納税額のないことを証明する納税証明書	【法人の場合】 納税証明書その3の3 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用 ※スキャンデータ化して写しを送付ください。 【個人の場合】 納税証明書その3の2 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用 ※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(5)	類似工事等実績	「様式-1-2」 ※PDFデータ化し送付ください。公印は省略可とします。
(6)	建設業許可通知書	※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(7)	有資格技術者の主要資格等	「様式-1-3」 ※PDFデータ化し送付ください。公印は省略可とします。